

許 可 証
（一般廃棄物収集運搬業）

許可第 15 号

住 所 大分市大字下郡3260番地の10
氏 名 株式会社 環境整備産業
代表取締役 尾形 嘉博
支店の所在地 別府市馬場1-5(別府市大字鶴見2601番地23)

令和 7 年 7 月 8 日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、
次のように許可する。

令和 7 年 7 月 18 日

別府市長 長野 恭紘

印



一般廃棄物の種類	ごみ（事業系ごみ） 七尿 浄化槽汚泥
収集・運搬の別	収集 及び 運搬
許可期間	令和 7 年 7 月 18 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで
区 域	別府市全域
車両の種類及び台数	塵芥車 等 26 台
許可の条件	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び別府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等関係法令を遵守すること。 生ごみの収集及び運搬については塵芥車のみの許可とし、その他の車両については廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条第1項第1号イ(1)、(2)及びハに基づき不許可とする。
備 考	・令和7年7月18日 車両1台増車